

宮城県立こども病院 登録医療機関制度要綱

(目的)

第1条 宮城県立こども病院（以下「当院」という。）は、医療機関と連携し地域における小児医療・療育の安定的提供を確保するとともに、地域小児医療水準の向上に貢献するための取組を円滑に推進するために登録医療機関制度を設け必要な事項を定める。

(資格)

第2条 登録医療機関となる資格は、次の各号いずれかによる医療機関又は医師若しくは歯科医師とし、別に定める「宮城県立こども病院登録医療機関制度要領」により、当院院長が認めた者とする。

- (1) 当院に患者を紹介し、その診療の為に入院後の情報取得や患者との面会を希望する。
- (2) 当院で実施している諸検査の見学や特殊な診療についての研修を希望する。
- (3) 当院で開催する学術集会、講演会、臨床病理検討会、症例検討会、抄読会などの医学集会への参加を希望する。
- (4) 当院図書室の利用を希望する。

(概要)

第3条 当院の登録医療機関制度の内容は、次に掲げるものとする。運用の内容は要領で定める。

- (1) 紹介患者に対する医療・療育の提供
- (2) 救急医療の提供
- (3) 登録医療機関の医療従事者に対する研修の実施
- (4) 共同利用の実施
 - ア 入院診療への参加
 - イ 手術への参加
 - ウ 施設の利用
 - エ 装置・医療機器の利用

(待遇)

第4条 登録費は無料とする。

前条(4)のア、イについては、無報酬とする。

(遵守事項)

第5条 当院の登録医療機関制度で登録した医療機関に勤務する医師、歯科医師（以下「登録医」という。）は、病院内で名札を着用し、病院職員に準ずる諸規定を遵守する。

2 登録医でないものは、一般の面会者、訪問者と同等に病院の諸規定を遵守する。

(問題の処理)

第6条 登録医と当院との間で何らかの問題が生じた場合、当該登録医と院長とが協議の上、問題を処理する。

- 2 院長は、登録医又は登録医療機関がふさわしくないと認めたときに、その登録を取り消すことができる。
- 3 院長は登録を取り消した場合、本人及び当該登録医療機関に、登録医の取り消しを通知する。

(業務災害・医療事故)

第7条 共同診療等の実施に関連して生じた登録医の業務災害については、登録医側で処理し、当院には一切請求しない。

- 2 登録医が当院主治医の責任のもと当院内で行った診療行為において医療事故が発生した場合は、登録医は当院に協力し、速やかにその処理に当たる。
- 3 登録医又は登録医療機関が関与して生じた医療事故に関する損害賠償の責任については、登録医又は登録医療機関と当院とで誠実に協議して対応する。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、宮城県立こども病院地域医療連携推進委員会の議決を経て院長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。